

補正予算についての反対討論（要旨）

2006 年 3 月議会

2006/3/7

本日上程されました 20 件議案のうち、13 件に賛成し、反対する 7 件のうちの主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

議案第 1 号、第 4 号、第 8 号、第 9 号について

議案第 1 号、第 4 号、第 8 号、第 9 号については、一括して反対理由を申し上げます。

これらの議案には、それぞれの総務費の中に職員給与関係費として、人件費の補正が組まれています。この中には、去年の人事委員会勧告による減額分がふくまれています。

現在、県の職員は、財政改革プログラムの中で、19 年 3 月まで 2 % の削減がなされています。実際に職員が受け取っている給与と比較すると、民間の方が高いにもかかわらず、今回の人事委員会では 2 % 削減前の数字で比較がなされ、その分を公民格差として減額、それも昨年 4 月に遡って減額されているものです。また、配偶者手当にしても、民間の方が支給額は上回っているとしながら、減額をしています。

県職員の給与の引き下げは、地域経済にマイナスの影響を与え、民間企業の賃金の更なる引き下げの圧力となるなど賃金引き下げの悪循環を招きます。また、4 月以降の支給済み給与を調整として 12 月の期末手当から差し引くことは、不利益不遡及の原則に反するものであると言う点で、賛成できません。

議案第 12 号「特定債務等の調整の促進のための特定調停にかんする法律による調停について議決を求める件」について

この調停案は、地域改善対策事業の中小企業高度化資金として昭和 60 年以降県が無利子で貸し付けた 6 件、総額 15 億 5,483 万 2,000 円の内未償還分 14 億 8,013 万 3,000 円と遅延損害金について、この資金の債務者である申立人が、3 月 31 日に 4 億円を返済することとし、4 億円の返済がなされた場合、それ以外の債権を県は放棄し、土地建物の競売申し立てをとりさげ、抵当権の抹消登記をする、という内容です。

この貸付について、調査すればするほど、そもそも、本当に返済が可能であると判断されて貸付をされたのだろうかという疑問を抱かずにはおれません。

法人の登記簿謄本によると、協同組合鹿児島食品は、出資総額 480 万円の法人であります。ここに対して、県は、1985 年に 4 億 618 万 2000 円を貸し付け、翌年 4 月には 5000 万円、その 3 週間後に 2 億 219 万 2000 円、翌年に 3 億 328 万 8000 円、また翌年に 1 億 952 万 4000 円、その 7 ヶ月後に、2 億 928 万 9000 円を貸し付けました。確かに、それぞれの貸付はその貸付対象施設一つひとつについてなされておりますが、これだけの短期間にこれだけの貸付をすれば、返済が非常にかさむことは明らかであります。「金銭消費貸借契約証書」から計算すると、償還額は年々ふくらみ、1988 年には 4619 余万円、翌年から 7338 万 7000 円、1 億 667 万 4000 円、1 億 2170 万円と毎年増え続け、1992 年から 6 年間は 1 億 4421

万9000円も返済し続けなければならないことになります。これは、1ヶ月に1201万円あまりもの金額です。県は、貸付について、審査する段階で、これだけの返済が本当に可能であると判断されて、貸付されたのでしょうか。

15億円あまりも、県から無利子で貸付をうけたにも関わらず、鹿児島食品は、1988年2月22日から操業開始をして、わずか2年あまりで「経営不振により操業を中止している」と県に口答で報告をしているのです。このような事実経過から考えると、年間1億円を越える額を本気で返済しようという意志があったのか、そして、真剣に操業の努力がなされていたのか、はなはだ疑問であります。

県は、鹿児島地方裁判所に競売の申し立てを2003年5月にしておりますが、わが党は、早くから、すぐにでも、資産を差し押さえるなどの実効ある措置をとるべきであると再三にわたって、主張してきました。

ここに来て、ようやく競売の申し立てが行われ、それに対して債務者が直ちに調停の申し立てを行い、2年あまりをかけて話し合った結果として出されたのが今回の議案であります。しかし、その調停案は、一般質問で指摘したように、どう考えても、債務者有利の内容に思えてなりません。

この貸付事業は、地域改善対策の一環としてなされておりますが、それ故に、返済可能な金額を悠に上回る貸付に県はいうなりに応じ、その上、返済が滞っても何ら有効な手だてを取らずに、挙げ句の果てに、10億円を越える債権を放棄して、県民に多大な損害を与えることになったのでありませんか。

しかも、債務者である鹿児島食品の理事長が、当時、代表者となっていた全日本同和会鹿児島県連合会へ、毎年、1200万円を越える運営費補助が今日まで行われ、多少の減額はあったとしても、来年度も多額の事業費補助が予算化されています。

一方で、多額の債権を放棄しながら、この鹿児島食品と一心同体とも言える同和団体に、多額の補助金を出すなどということは、到底県民の納得できることではありません。

以上の理由で、この議案に反対するものであります。

議案第14号「契約の締結について議決を求める件」について

この契約の工事の入札について、談合情報が寄せられたことについては、一般質問で取り上げました。

答弁では、「情報が錯綜しており、談合情報処理要領による調査をすべき状況にはない。」ということでしたが、談合の情報自体が錯綜しているわけではなく、情報について調査し、談合がなかったと確認してから契約を締結すべきであると考えます。以上の理由で賛成できません。